

事務連絡  
令和6年4月10日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男  
〔公印省略〕

厚生労働省「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A」  
(追補分)の質問項目追加の周知について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度より建設業にも時間外労働の罰則付き上限規制が適用されること等を踏まえ、厚生労働省において、令和5年6月に「建設業の上限規制に関連するQ&A(本体)」及び同年12月に「建設業の上限規制に関連するQ&A(追補分)」を公表したところです。これを受けて本会においては、令和6年1月12日付け事務連絡「厚生労働省「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A(追補分)の周知について」により各都道府県建設業協会あてに通知したところです。

この度、厚生労働省から、上記Q&A(追補分)に質問項目(問12から問14)を追加した(別添1)こと、Q&Aに関する新たなリーフレット(別添2)を作成したことの連絡及び周知依頼がありました。

つきましては、別添1及び別添2につきまして貴会会員企業への周知をお願いいたします。

(担当) 労働部 古田、菅原

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール [rodo@zenken-net.or.jp](mailto:rodo@zenken-net.or.jp)